

回覧												

垂水市農林技術協会だより

第1号：令和8年4月1日発行

発行・事務局：垂水市農林課

問合せ先：32-1224（直通）

● 内容

- ・農林課 座談会のご案内！
- ・農業用廃プラスチック類は適切に処理しましょう！
- ・農業用廃プラスチック（廃ビニール）類等の回収について
- ・経営所得安定対策等交付金の申請受付について
- ・活動火山周辺防災営農対策実施事業の募集について

農林技術協会だよりは市のホームページでも掲載しています →



垂水市公式LINE

＼ 友だち募集中！ ／



農林課 座談会のご案内！

農林課座談会を下記の日程で開催いたしますので、農家の皆様のご参加をお願いいたします。また、座談会終了後、**経営所得安定対策等交付金の申請受付**を行います。

日時	座談会	経営所得安定対策 受付時間	場所
4/16 (木)	14:00 ~ 15:00	15:00 ~ 16:00	松ヶ崎地区公民館 (和室)
4/17 (金)	9:30 ~ 10:30	10:30 ~ 11:30	協和地区公民館 (和室)
	14:00 ~ 15:00	15:00 ~ 16:00	大野地区公民館
4/20 (月)	9:30 ~ 10:30	10:30 ~ 11:30	柗原地区公民館 (1階)
	14:00 ~ 15:00	15:00 ~ 16:00	新城地区公民館 (和室)
4/23 (木)	9:30 ~ 10:30	10:30 ~ 11:30	水之上地区公民館 (1階)
	14:00 ~ 15:00	15:00 ~ 16:00	市民館 2階 (大会議室)

経営所得安定対策等交付金の申請受付について

水田において主食用米以外の転作作物（WCS用稲、飼料作物、野菜等）を作付け・販売する農業者を支援する経営所得安定対策等交付金の申請受付を行います。

- ◆ 申請者 市内在住で、水田に販売を目的として対象作物を生産する農業者
- ◆ 申請先及び申請期間 市役所農林課：4月24日（金）から5月29日（金）まで
 ※ 前のページの座談会でも申請できます。
 ※ 昨年度申請された方には申請書を送付します。
- ◆ 対象農地 次の要件を満たす主食用米を生産しない水田が対象となります。
 - ・ ご本人名義で農地基本台帳に記載のある農地
 ※令和8年7月1日までに利用権の開始期が到来することが確実な農地が対象となります。
 - ・ 畦畔等のたん水設備を有する農地
 - ・ 土地改良区に賦課金（水利費・経常賦課金）を支払っている農地
 ※土地改良区の管理区域外の農地は、賦課金が発生しませんので、問題ありません。
- ◆ 持参する物 申請者名義の通帳（昨年度に申請された方は不要です。）
- ◆ 交付予定額 （R8.3.10現在）

対象作物		交付単価（10aあたり）		
		国	市協議会（予定）	合計
表作 （基幹作）	① 麦	35,000 円		35,000 円
	② 大豆	35,000 円		35,000 円
	③ 飼料作物	35,000 円	7,000 円以内	42,000 円以内
	④ WCS用稲	80,000 円	4,000 円以内	84,000 円以内
	⑤ 加工用米	20,000 円	10,000 円以内	30,000 円以内
	⑥ 飼料用米 米粉用米	55,000 円	4,000 円以内	59,000 円以内
		～ 105,000 円	（飼料用米のみ） ～	～ 109,000 円以内
	⑦ いんげん、えんどう		20,000 円以内	20,000 円以内
⑧ ⑦以外の野菜、花き		15,000 円以内	15,000 円以内	
裏作 （二毛作）	⑨なたね、そば、麦、大豆		20,000 円以内	20,000 円以内
	⑩ 飼料作物		4,000 円以内	4,000 円以内

※協議会の交付単価については、令和8年3月10日現在のものとなっております。
 今後、国からの予算配分等により単価が調整される場合があります。

※⑦及び⑧以外の作物については、申請時に販売先（供給先）を確保しておく必要がありますので、事前に販売先と調整を行ってください。

農業用廃プラスチック類は適切に処理しましょう!

使用済みのビニルやポリエチレンフィルム、肥料袋などの「農業用廃プラスチック(以下廃プラ等)」は産業廃棄物であり、**野焼きや不法投棄が禁止されています。**

廃プラ等は、事業者が**自らの責任で適正に処理**することが「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で義務付けられています(汚染者負担の原則)。

廃プラ等の運搬や処分を業者に委託する際は、「**産業廃棄物収集運搬業許可証**」「**産業廃棄物処分業許可証**」などを**必ず確認**してください。

野焼きや不法投棄だけでなく、**無許可業者に委託した場合も、懲役や罰金などの罰則が科せられる場合があります**ので、注意してください。

農業用廃プラスチック(廃ビニール)類等の回収について

農業用廃プラスチック類等は産業廃棄物に指定されており、排出事業者(農家)の責任で適正に処理することが義務づけられています。垂水市農業用廃プラスチック類適正処理推進協議会は、農業者の負担を軽減するため、下記の通り廃プラ等の回収を行いますのでお知らせいたします。

なお、**分別や梱包が適正でない場合は、そのまま持ち帰って頂くか、分別・梱包をやり直していただく場合があります。**

◆ 回収日時 **令和8年4月21日(火)** 予備日：4月28日(火)

午前8時~12時【小雨決行予定】

◆ 場所 鹿児島きもつき農協垂水支所野菜集荷場(山田水産隣)

◆ 回収する廃プラ等の種類

種類	負担金	回収条件
農業用廃プラスチック類	40円/kg	種類別に 梱包 して持ち込んでください ※梱包方法 ・農ビ・農ホリ・マルチ：80cm程度に折り曲げ、2箇所結束。 ・塩ビパイプ等：1m以下に切断し結束。 ・コンテナ類：嵩張らない程度に裁断し結束。 ・苗箱、苗木等：重ねて結束。
農薬容器		中を洗浄した後ラベルをはがし、キャップ・ラベルと容器は、別々の透明袋に入れてください
農薬空き缶等		中身が空で洗浄・乾燥済みのもの(ラベルははがす) 缶の重量が1個約2kg以下のもの
その他	550円/kg	

◆ 持参するもの 負担金及び印鑑

- ・本回収は、上記以外の一般廃棄物及び産業廃棄物の回収は行いません。
- ・梱包方法等お問合せ先：下記又は垂水市農林課振興係(Tel:32-1224)

問合わせ先：垂水市農業用廃プラスチック類適正処理推進協議会事務局

(鹿児島きもつき農協垂水支所 営農購買チーム内) 電話 32-1121

活動火山周辺防災営農対策実施事業の募集について

令和9年度活動火山周辺防災営農対策実施事業の募集を行います。

・降灰地域安定対策（野菜・花き・果樹）

①ビニールハウス・トンネルの設置等 ※補助率75%

②洗浄施設の設置 ※補助率75%

③被覆資材の更新（ビニール張替） ※補助率50%

事業を行う場合は以下の条件があります。

・受益面積おおむね3000㎡以上

・農業者3名以上の農業者団体

農業法人は3名以上の雇用者が在籍

*65歳以上の方が含まれる場合後継者が必要となります

募集締切： 5月 11日

その他ご不明の点などございましたら下記までご相談ください。

申込先：垂水市農林課振興係（TEL:0994-32-1224）